

実施要綱

公益社団法人日本武術太極拳連盟

1. 実施日・実施連盟

都道府県連盟が下記の日程で実施する。

5月11日(土) 静岡県

2. 事業日程

3月22日(金) 都道府県連盟への申込み締切り(都道府県連盟加盟団体から実施都道府県連盟に)

4月2(火)～5日(金) 受験票・教材発送(日本連盟から実施都道府県連盟に、早期実施県から順に発送)

5月11日(土) 認定実施

8月下旬～9月上旬 認定証・証明書発送(日本連盟から実施都道府県連盟に)

3. 養成講習会・認定試験 時間割

9:00～9:40 受付

9:40～10:00 開講式、諸注意、講師紹介

10:00～12:00 学科講習、学科レポート記入

12:00～13:15 昼食、休憩

13:15～14:15 『入門・初級太極拳』指導法研修(実技)

14:30～16:00 『指導実技』指導法研修(実技)

16:00～16:10 閉講式、解散

4. 養成講習の内容と認定試験の方法

◎普及指導員の資質の基本基準：

普及指導員は、太極拳指導に関する基礎知識および技能を有し、初級者の太極拳指導ならびに管理ができるもの(「指導員規則」第4条第1項)とする。養成講習会と認定試験はこの基本基準に適合するよう実施する。

◎普及指導員の受験資格：

認定試験当日現在に満20歳以上で、加盟団体会長の推薦を受けることができ、「太極拳1級」またはそれ以上の段位を有する人は、公認普及指導員認定試験を受験することができる。従来の指導歴規定は廃止するので、指導経験が無くても受験することができる。

◎講習の範囲：

1) 学科講習：

学科講習は、受講者に事前に配布する『太極拳指導教本』の①「太極拳の基礎理論」、②指導実習＝「指導法概論」のうち基礎的な部分、および『太極拳実技テキスト』の第1章、「基本姿勢と基本動作の要領」に限定して講義を行う。受講者は事前に配布された教材を予め学習し、講習は試験に向けた重要ポイントのみを講義する。

2) 指導実技講習：

①『入門・初級太極拳』の基本的な指導要領を講習する。

② 24式太極拳における基本的、重点的な動作の要領と、その指導方法について講習する。

◎審査方法：

学科レポートの提出：

上記1)の学科講習の内容について、学科レポート記入を行う。

実技審査：

技能検定1級以上の合格者を対象とするので、24式太極拳の実技試験は行わない。

5. 普及指導員の認定について

「学科レポート」を提出し、「研修」に参加した受験者は、全員「普及指導員」の認定登録の申請を行うことができる。

6. 実施地と申請の方法

実施地

普及指導員認定は都道府県連盟が実施する。

受験地

普及指導員は在住地の都道府県連盟が名簿管理する原則に基づいて、普及指導員認定を申請する者は、申請者の在住地の都道府県連盟に申請を行い、その在住地の都道府県連盟が実施する普及指導員認定試験を受験しなければならない。

技能検定1級は申請者の所属団体が当該都道府県連盟の加盟団体であれば非在住地で受験することができるが、普及指導員認定の受験地は在住地に限られる。

受講・受験料 1人＝1万円

申請方法

1. 申請書欄に申請者本人が署名・捺印し、所定の記載事項を記入し、写真2枚(よこ2.5×たて3.0センチで裏面に本人の氏名を記入)を添付し、3月22日(金)までに在住都道府県連盟に送付する。
※写真は申請書にクリップ止めしたりせず、まとめて袋に入れるなどして提出してください。
併せて、受講・受験料計1万円×人数分を在住都道府県連盟が指定する銀行口座に振り込む。いったん納付された受講・受験料は、受講・受験を取り止めても返還されない。当該都道府県連盟に受験申請する団体は、受講・受験料を当該連盟が指定する銀行口座に振込み、申請書類を送付する。申請書には必ず「受講・受験会場」として在住都道府県連盟を明記する。